

# 風 水 害 等 編



---

# 第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 近年、局所的集中豪雨が都市部に限らず全国規模で発生している。武蔵野市内でも都市化に伴い保水・遊水機能が低下し、集中豪雨時下水道管に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる雨水の逆流など、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が発生している。

(資料第35 (台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害))

- 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関と連携し、暴風、竜巻、豪雨、洪水等の風水害に係る適切な災害予防、災害応急対策、災害復旧等の水防対策を実施する責務がある。

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い市の実現」を図ることにある。

第2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- また、想定し得る最大規模の降雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合は、法の表現に読み替えるものとする。  
また、法が改正され、施行されるまでの間については、現行法に基づき対応する。
- なお、災害対策本部等が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。
- また、本計画に定めのない部分は、武蔵野市地域防災計画震災編の記載によるものとする。

## 第2節 計画の構成

- この計画は、市及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表 1-1-1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成、市の概況と風水害の概況 等
第2部 災害予防計画	○ 市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	○ 風水害発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

## 第3節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める

## 第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵野市防災会議に提出する。

## 第2章 市の概況と災害

### 第1節 風水害の概況

#### 第1部 総則

## 第2章 市の概況と災害

### 第1節 風水害の概況

- 市の気象災害（雨、風、竜巻、雪）のシミュレーション上の想定最大規模の降雨は、総雨量690mm、時間最大雨量153mmであり、最大浸水深が2.0m～3.0mになる地域がある。
- 平成17年9月4日の大雨では、時間最大降雨量99.5mm、床上浸水64件、床下浸水42件、平成26年7月24日の大雨では、時間最大降雨量72.0mm、床上浸水38件、床下浸水50件など、年数回程度は大雨や台風による休日、夜間の警戒態勢を発令した。
- 平成30年台風第24号では、市で最大瞬間風速44.3m/sを記録し、道路閉鎖や、建設現場のクレーン倒壊危機による住民への避難勧告を発令した。
- 令和元年台風第19号（10月11日、12日）においては、勢力が非常に強く広範囲に影響の出ることが予想されたため、本市初となる自主避難施設（四小、境南小、四中）を3カ所開設した。また、12日の積算降雨量は317.5mmであった。
- 今後は、地球温暖化の影響により、短時間強雨の発生回数や台風の頻発化、激甚化の影響を強く受けることが予想される。
- その他、市の台風及び集中豪雨等による浸水被害については、資料第35（台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害）を参照。

---

## 第2部 災害予防計画

## 第1章 風水害予防対策

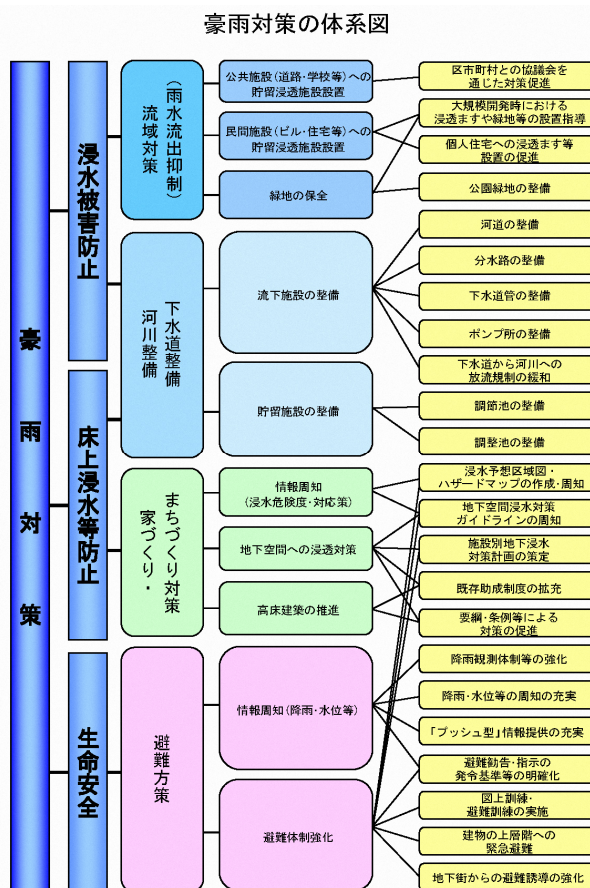
- 風水害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいい、本市においては、豪雨、暴風、竜巻、について対策を記載する。また、豪雨による影響として、土石流、地すべり、がけ崩れの危険性がある地区がないことから、内水氾濫による都市型水害の対策を推進する。

### 第1節 豪雨対策

【本部管理部 本部管理班】

- 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有職者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。
- 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針が改定され、長期見通し（おおむね30年後）として、多摩部においては、目標降雨を年超過確率1/20規模である時間65mm に対し床上浸水等を防止することが対策目標に設定された。
- 市では、平成19～26年度の8ヶ年計画として、特に浸水被害の大きい善福寺川排水区を対象とする「善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画」を策定し、これに基づき北町雨水貯留施設や市立小・中学校の校庭への雨水貯留浸透施設の設置を行った。また、他の排水区における市立小・中学校の校庭への雨水貯留浸透施設の設置とともに、民有地への雨水浸透施設等の設置助成や「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」に基づく指導によって、雨水浸透施設等の設置を推進し、下水道管内に入る雨水を減らす取組みを行い、内水氾濫等の防止対策を進めている。
- 市では、浸水予想区域を示した浸水ハザードマップを作成し、市民等へリスクを周知する。





(図出典：東京都豪雨対策基本方針（改定） 第4書 図4-4 豪雨対策の体系 より)

## 第1 東京都豪雨対策基本方針

- 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

### 1 基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

### 2 対策強化流域、対策強化地区の設定

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

### 3 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

## 第1章 風水害予防対策

### 第1節 豪雨対策

- 大規模地下街の浸水対策計画の充実、豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難方を強化する。

## 第2 河川の整備

### 1 大川川の整備

- 大川川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、都では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。このうち、武蔵野市に関係する水系の現況と計画は次のとおり。

#### (1) 現況

水系	現況
荒川	荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。
多摩川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施している。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。

#### (2) 計画

区分	河川整備基本方針	実施計画
荒川水系	隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 m <sup>3</sup> /s とし、下流の内水流量 700 m <sup>3</sup> /s を加えて、河口での計画高水流量 7,700 m <sup>3</sup> /s とし、東京湾に流下させる。	中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。 下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。 上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において 4,700 m <sup>3</sup> /s とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500 m <sup>3</sup> /s とする。 その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布(下)において 7,000 m <sup>3</sup> /s とし、河口まで同一流量とする。(令和4年10月時点)	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。

## 2 中小河川の整備

- 都では、都内46河川、324kmにおいて、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間50ミリに対応する河道整備を推進する。

<中小河川整備計画(河道整備)>

事業内容	区域	全体計画 (昭和49年度～)	令和元年度末 整備	令和2年以降 整備
50ミリに対 処する整備	区 部	107.0 km	93.5 km	13.5 km
	多摩地域	217.0 km	166.9 km	50.1 km
	合 計	324.0 km	260.4 km	63.6 km

(図出典：都地域防災計画(令和3年修正) 風水害編 第2部 第1章 第1節 2 (2) より)

- 年超過確率1/20の目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約560万m<sup>3</sup>の調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の8施設で整備を進めている。

<現在整備中の8施設(調節池等)の概要>

河川名	施設名称	貯留量 (m <sup>3</sup> )	着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28
環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池(一期)	90,000	H28
野川	野川大沢調節池(規模拡大)	68,000	H28
境川	境川金森調節池	151,000	H29
	境川木曾東調節池	49,000	H29
谷沢川	谷沢川分水路	50 m <sup>3</sup> /s (分水流量)	H30

(図出典：都地域防災計画(令和3年修正) 風水害編 第2部 第1章 第1節 2 (2) より)

- 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸(地下河川)に関する検討を進めていく。

## 第3 雨水流出抑制施設の整備

### 1 東京都の雨水流出抑制施設の整備

- 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置につ

## 第1章 風水害予防対策

### 第1節 豪雨対策

いて、都は、昭和56年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和58年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。

- 一方、都は島しょ部を除く都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。
- 都における総合的な治水対策の在り方については、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしている。

当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、東京都総合治水対策協議会では、当面10か年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の「総合的な治水対策暫定計画」を策定した。

- 都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。
- 「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。
- 都は、浸水被害の多い神田川や石神井川などを対象に、浸透ます設置費用等の一部について区市を通じて助成を行うことや、公共施設への一時貯留施設等の設置を促進するため、施設設置の実施計画策定を区市に要請し、作成の委託費を一部補助するなど流域対策の強化を図っている。
- また、特定都市河川浸水被害対策法が平成16年5月に施行され、平成17年4月1日には町田市を流れる鶴見川が全国で初めて特定都市河川指定されたことに伴い、平成19年3月には、国や神奈川県等と連携し「流域水害対策計画」を策定した。更に、平成26年6月には神奈川県との県境を流れる境川を特定都市河川に指定した。特定都市河川流域においては、一定の条件を満たす開発行為などを行う場合に浸透ます等の設置が法により義務付けられており、都としては同法に基づき着実に対策の実施を指導していく。
- グリーンインフラの整備

グリーンインフラとは自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりをハード・ソフトの両面において進める取組みである。

自然環境が持つ機能は雨水の一時貯留、浸透及び流出抑制等があげられる。これらの機能を活用することで、人工的な雨水対策（雨水浸透ます等）の整備が地理的に困難な場所

でも対策を講じることが可能になり、下水道管の負荷も軽減される。また、雨水浸透による地下水の涵養や緑被地拡大による緑陰の創出によりヒートアイランド現象の緩和をはじめとする環境面への寄与など多方面にわたる効果を得ることができる。

## 2 武蔵野市の雨水流出抑制施設の整備

- 平成19年度に策定した「武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画」に基づき、善福寺川排水区の市立小・中学校の校庭に雨水貯留浸透施設の整備を進め、その他の排水区の市立小・中学校についても雨水貯留浸透施設の整備を行っている。また、浸水常襲地区である吉祥寺北町保育園付近に対して、保育園園庭地下に4,500 m<sup>3</sup>の雨水を一時的に貯留することができる、大型雨水貯留施設を整備し、浸水被害軽減に取り組んでいる。

## 第4 下水道の整備

### 1 東京都の下水道整備

- 下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。  
このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50mm降雨に対応する下水道施設を整備している。  
大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。  
計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全確保を進めている。
- 流域下水道の浸水対策については、多摩地域にて分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していた。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施してきた。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域(青梅市、福生市、羽村市)、黒目川流域(小平市、東村山市、東久留米市)の2つの流域である。

### 2 武蔵野市の下水道整備

- 昭和27年に下水道施設の工事に着手し、現在の管路施設の総延長は約315km(令和3年度末時点)となっており、管きよの標準耐用年数は50年であるため、既に改築時期を迎えている施設もあり、改築を必要とする管路施設は今後さらに増加していく。平成24年度に「武蔵野市下水道長寿命化計画」を策定し、女子大通り幹線管きよの修繕・改築による整備を行っている。さらに長寿命化計画を発展させる形にて、令和元年度に「武蔵野市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価による優先度が高い施設から計画的に点検・調査、修繕・改築を行っている。

## 第1章 風水害予防対策

### 第1節 豪雨対策

- 善福寺川排水区と神田川排水区では、降雨強度 40mm/h (1時間当たり 40mm の降雨) で整備してきたが、市街地の進展に伴う安全性向上の必要性から、昭和 44 年に目標整備水準 50mm/h に見直しするのにあわせ、雨水放流幹線管きょを整備する計画を策定している。野川排水区、石神井排水区については、降雨強度 50mm/h の整備が完了している。

### 第5 豪雨対策の重点的な実施

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。

近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20(区部時間75mm、多摩部時間65mm)の降雨に対して浸水被害の防止を目指している。

- 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。

武蔵野市内の対策強化流域

選定条件	市内の流域
■過去の浸水被害状況(浸水棟数、被害額)	神田川流域 石神井川流域 野川流域
■降雨状況(豪雨の発生頻度)	
■流域特性(人口、資産額などの被害ポテンシャル)	
■対策状況(河川整備、下水道整備などの対策状況)	

### 第6 浸水想定区域における避難体制確保

- 水防法の改正(平成29年5月19日施行)により、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなった。本市には水防法で指定される浸水想定区域はないが、同法の趣旨を踏まえ対策を推進していく。

### 第7 浸水ハザードマップ等の作成・公表

- 水防法の改正により、都は想定最大規模の降雨をシミュレーションした浸水予想区域図を流域毎に作成した。該当の予想区域図を本市に関してまとめたものを、「武蔵野市浸水ハザードマップ」として公表している。
- 浸水ハザードマップは、想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報を分かりやすく図示したもので、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、水害の被害軽減に極めて有効である。

- 武蔵野市には、現状、水防法第15条第3項に規定する浸水想定区域はないが、この浸水ハザードマップは川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管が排水できなくなったり窪地に水がたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示している。
- 令和2年3月に浸水ハザードマップを全戸配付した。また、市ホームページでも公開している。
- 令和2年8月に宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、水害リスク情報が重要事項説明に追加されている。

## 第8 避難体制等の整備・確立

### 1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。  
 防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等  
 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

### 2 資器材、物資の備蓄

- 市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。
- 都は、市の資器材で不足するような緊急時の場合に際し、応急支援するため資器材の備蓄に努める。

#### 【資器材、物資の備蓄状況】

拠点倉庫	ブルーシート、止水板、吸水土のう、杭、縄、ショベル、ツルハシ、掛矢、鋸、番線カッター
市内4カ所 (5倉庫)	水防資器材倉庫（吉祥寺北緑地、みやび青葉公園、社宅内<2カ所>、本田東公園）

### 3 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 市は、内水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

## 第9 広報・啓発

- 市は、浸水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。詳細は、風水害等編 第2部 第1章 第1節 第7「浸水ハザードマップ等の作成・公表」を参照。
- 住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット



## 第1章 風水害予防対策

### 第2節 暴風・竜巻対策

ト等への掲載を通じて広める。また、体験型のイベントにより水防知識の啓発を行う。

- 市は、豪雨による浸水に備え、必要な方へ土のうの配付を行う。

#### 第10 下水道におけるその他のリスクコミュニケーションの充実

##### 1 都との連携

- 市の公共下水道管理者は都と連携し浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

#### 第11 武蔵野市台風タイムライン(仮称)の検討

- 近年の台風では交通事業者が計画運休を行うなど、社会的影響を最小限にする取り組みが広がっている。本市においても、計画運休がなされる場合を前提に広報、職員の事前参集、施設の休館など一連の手続き、基準等を定めた武蔵野市台風タイムライン(仮称)を検討する。

### 第2節 暴風・竜巻対策

#### 第1 警報伝達

- 警報が発表された場合は、防災行政無線や、ホームページ、SNS、むさしの防災・安全メール等を活用し、市民に伝達する。

#### 第2 飛来物・落下物対策

- 飛来物・落下物の危険性を広報し、事前対策について啓発する。

#### 第3 倒木対策

- 事前パトロールを中心とした対策及び風の強い日は枝折れ等に注意するよう啓発を行う。

### 第3節 大雪対策

#### 第1 注意喚起、凍結防止対策

- 庁内の「大雪対策関係各課会議」において、降雪時や積雪が予想される場合の態勢を検討・確認している。また市報等において、降雪時の凍結防止対策や、転倒などへの注意喚起を行う。

#### 第2 市民による除雪

- 市民自らによる自宅前の道路や通路の除雪を呼びかける。



第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。
- ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第1節 ライフライン施設

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、武蔵野警察署、武蔵野消防署、東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本、各通信事業者】

第1 電気施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

第2 ガス施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

第3 水道施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第1「水道施設」を準用する。

第4 下水道施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第2「下水道施設」を準用する。

第5 通信施設

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第4節 第3「電気・ガス・通信等」を準用する。

## 第2節 道路及び交通施設等

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班、J R 東日本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅、京王電鉄株式会社 吉祥寺駅、西武鉄道株式会社 武蔵境駅】

### 第1 道路施設

【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対都市整備部 建物調査班】

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第1節「道路等の整備」を準用する。

### 第2 鉄道施設

【J R 東日本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅、京王電鉄株式会社 吉祥寺駅、西武鉄道株式会社 武蔵境駅】

- 震災編 第3部 第3章 【予防対策】 第2節「鉄道施設の取り組み」を準用する。

第2部 災害予防計画

第3章 応急活動拠点等の整備

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 被災者対応班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対環境部 庶務班、災対環境部 災害廃棄物処理班、災対環境部 物資管理搬送班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対教育部 遺体収容班、災対都市整備部 交通対策班、監査委員事務局 物資管理搬送班、都、国、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関】

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 震災編 第3部 第3章【予防対策】 第3節 「緊急輸送ネットワークの整備」、第4章【予防対策】 第5節 「応急活動拠点等の整備」、第5章 【予防対策】 第1節「防災機関相互の情報収集・連携体制の整備」を準用する。

## 第4章 地域防災力の向上

### 第1節 自助による市民の防災力の向上

#### 第2部 災害予防計画

## 第4章 地域防災力の向上

- 市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

### 第1節 自助による市民の防災力の向上

【本部管理部 本部管理班】

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 事前準備の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 市で作成する浸水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の特徴等を把握し、適切な対策を講じる。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

### 第2節 地域による共助の推進

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第2節「地域による共助の推進」を準用する。

### 第3節 事業所による自助・共助の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第4節「事業所防災体制の強化」を準用する。

### 第4節 市民・行政・事業所等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第6節「市民・行政・事業所等の連携」を準用する。

第2部 災害予防計画

第5章 ボランティア等との連携・協働

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班】

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。
- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第5節「ボランティアとの協働・連携」を準用する。

第2部 災害予防計画

第6章 防災運動の推進

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 市民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災市民組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1節 防災意識の啓発

【本部管理部 本部管理班】

第1 防災広報の充実

1 各防災機関が行う広報内容の基準

- ア 台風・集中豪雨（狭い範囲に数時間以上強い雨が降り続けること）に関する一般知識
- イ 各防災機関の風水害対策
- ウ 暴風・竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨（「局地的大雨」のことで、狭い範囲に数十分のうち強い雨が降ること）対策
- オ 家庭での風水害対策
- カ 避難するときの注意
- キ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ク 災害情報の入手方法
- ケ 応急救護の方法
- コ 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- サ 避難指示等に関する取扱い
- シ 豪雨時の生活排水排出抑制の啓発

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

2 各防災機関の広報

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施等を通じて、住民の防災意識の向上を図る。</li> <li>○ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の特徴等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「警戒レベル」等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</li> </ul>
武蔵野消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。</li> <li>○ 災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を図る。</li> <li>○ 市民に「都民防災教育センター」について広報し、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。</li> <li>○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発をする。</li> </ul>

第2 防災教育の充実

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災イベント、防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。</li> <li>○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援</li> <li>○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、市総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援</li> </ul>
武蔵野消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の消防活動経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。</li> <li>○ 市と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報提供をすることを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。</li> <li>○ 東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。</li> <li>○ 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</li> <li>○ 市民に「都民防災教育センター」を広く広報し、体験による防災知</li> </ul>



	<p>識の普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。</li> <li>○ 女性防火組織、消防少年団の育成指導者を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。</li> </ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 第3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 市は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 市は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。

## 第2節 防災訓練の充実

【本部管理部 本部管理班】

### 第1 防災訓練(風水害対応)

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 参加機関 市、地域住民及び事業者、都及び防災機関</li> <li>2 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練</li> </ul> </li> </ul>

### 第2 水防訓練(基礎的な水防工法の習得など)

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 参加機関 市、武蔵野消防署、武蔵野市消防団等</li> <li>2 市職員の知識向上 水防支援職員等の訓練</li> </ul> </li> </ul>

---

## 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、水災害に即応できる体制を確保して水防活動を実施する。

第1節 職員の参集・配備

【本部管理部 本部管理班】

第1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

- 気象予警報が発表される等災害の発生が予想される場合、若しくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

<警戒態勢>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
第1警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨、暴風等の注意報又は警報が発表され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と警戒が必要な場合</li> <li>●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>●被害の予測予想及び対応策の検討</li> <li>●必要に応じ市民への広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（全員）</li> <li>●環境部（必要人数）</li> </ul>
第2警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨、暴風等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風等の接近に伴い警戒が必要な場合</li> <li>●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路冠水等の発生が予想される時、若しくは発生した場合</li> <li>●台風等の接近により倒木及びその他の風被害の発生が予想されるとき、若しくは発生した場合</li> <li>●計画運休が検討されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>●被害予測予想及び対応策の検討</li> <li>●市民への広報</li> <li>●関係機関への情報連絡</li> <li>●危険箇所の巡視</li> <li>●被害が発生した場合の水防活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（全員）</li> <li>●水防支援職員</li> <li>●環境部（必要人数）</li> <li>●都市整備部（必要人数）</li> </ul>

第1章 初動態勢  
第1節 職員の参集・配備

<p>第3警戒態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合</li> <li>●その他の状況により防災安全部長が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住家の床下浸水が予想されるとき</li> <li>●計画運休が行われたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>●被害予測予想及び対応策の検討</li> <li>●市民への広報</li> <li>●関係機関への情報連絡</li> <li>●危険箇所の巡視</li> <li>●被害が発生した場合の水防活動</li> <li>●市民等からの通報に基づく現地確認</li> <li>●自主避難施設または避難所開設の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（全員）</li> <li>●水防支援職員</li> <li>●環境部（必要人数）</li> <li>●都市整備部（必要人数）</li> <li>●水道部（必要人数）</li> </ul>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

< 応急対策本部 >

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
応急対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生した場合</li> <li>● その他の状況により防災安全部を担任する副市長が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家の床上浸水等が予想される時</li> <li>● 長期にわたって道路冠水が続くと予想される時</li> <li>● 人的被害が発生したとき</li> <li>● 広範囲に及ぶ災害が発生したとき</li> <li>● 住民が自主的避難を開始したとき</li> <li>● 計画運休が行われ、市民生活に影響のある施設が閉館するとき</li> <li>● 市民生活に影響のある施設(ライフライン施設等)に被害が発生したとき</li> <li>● 高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)もしくは緊急安全確保(警戒レベル5)を検討する必要性が生じたとき</li> </ul>	<p>警戒態勢時の活動に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家の浸水状況の把握</li> <li>● 付近住民への注意の呼びかけ</li> <li>● 被災者の救助・救出</li> <li>● 危険箇所での水防活動</li> <li>● 自主避難施設の開設・運営</li> <li>● 住民の自主的避難の支援</li> <li>● 市関係施設の点検</li> <li>● 被災施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災安全部</li> <li>● 総合政策部 (必要人数)</li> <li>● 総務部 (必要人数)</li> <li>● 財務部 (必要人数)</li> <li>● 市民部 (必要人数)</li> <li>● 環境部 (必要人数)</li> <li>● 健康福祉部 (必要人数)</li> <li>● 子ども家庭部 (必要人数)</li> <li>● 都市整備部 (必要人数)</li> <li>● 水道部 (必要人数)</li> <li>● 教育部 (必要人数)</li> </ul>

**第1章 初動態勢**  
**第1節 職員の参集・配備**

<災害対策本部>

配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広範囲に災害が発生すると予想されるとき</li> <li>● 特別警報が発表されたとき</li> <li>● その他の状況により市長が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内全域に及ぶ被害が発生したとき</li> <li>● 総合的な応急対策が必要になったとき</li> <li>● 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）もしくは緊急安全確保（警戒レベル5）を発令するとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急対策の全ての活動</li> <li>● 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）もしくは緊急安全確保（警戒レベル5）の発令</li> <li>● 避難所の開設・運営</li> <li>● 住民の避難の支援</li> </ul>	● 全ての職員

**第2 職員の招集**

**1 招集・連絡**

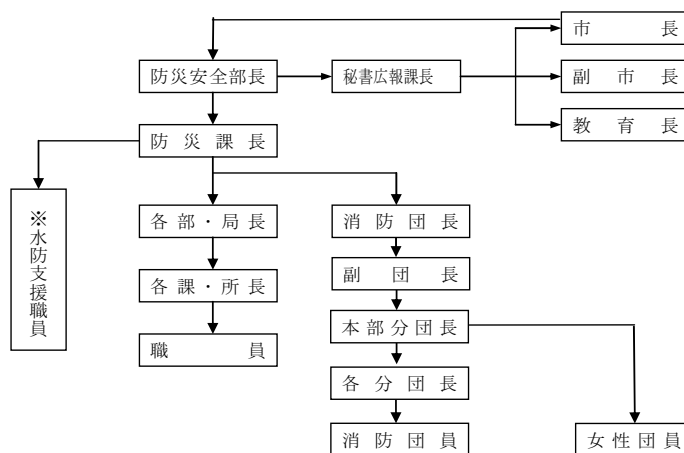
**(1) 勤務時間内**

- 職員の招集の連絡は、庁内放送等を通じて防災安全部長が行う。

**(2) 勤務時間外(夜間・休日等)**

- 勤務時間外における職員の招集の連絡は、防災安全部長が必要と判断したときは「職員連絡系統」に従って、電話・メール・伝令等によって連絡する。

【図表3-1-1 勤務時間外における職員連絡系統】



## 2 水防支援職員の招集

- 夜間・休日等、勤務時間外に気象庁より大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、第2警戒態勢が整うまでの間に防災安全部長が必要と判断した場合は、事前に登録されている「水防支援職員」に電話、メール等により出動を要請する。

## 第2節 警戒態勢及び応急対策本部の設置

【本部管理部 本部管理班】

### 第1 警戒態勢及び応急対策本部の設置

- 市長は、市の地域において、災害対策本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、震災編 第2部 第2章 第1節 第10「災害対策本部の設置に至らない措置」を準用し、警戒態勢又は応急対策本部を設置するものとする。

#### 1 警戒態勢

##### (1) 第1警戒態勢

- ア 時期：大雨、暴風等の注意報又は警報が発表され、降雨量若しくは雨雲等の動きから今後さらに気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢：気象情報の収集、情報収集連絡活動ができる態勢とする。

##### (2) 第2警戒態勢

- ア 時期：大雨、暴風等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢：情報収集連絡活動を強化するとともに、軽微な被害の発生に対処することができる態勢とする。

##### (3) 第3警戒態勢

- ア 時期：市の地域で局地被害が発生するおそれがあり、又は軽微な被害が発生した場合、若しくは台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、防災安全部長が必要と認めたときに、その指令を発する。
- イ 態勢：第2警戒態勢を強化し、災害の発生を抑制するとともに局地災害に直ちに対処することができる態勢とする。

## 2 応急対策本部

### (1) 第1次応急対策本部

- ア 時期：市内各所で災害が発生するおそれがあり、若しくはすでに局地災害が発生し、又はその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたときに設置する。
- イ 態勢：市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市内各所についての局地災害に対処することができる態勢とする。

### (2) 第2次応急対策本部

- ア 時期：第1次応急対策本部では対応することができない災害が発生し、若しくはその他の状況により、防災安全部を担任する副市長が必要と認めたときに設置する。
- イ 態勢：市関係施設の点検及び管理を行うことができる態勢で、かつ、市の地域についての災害に対処することができる態勢とする。

## 第2 警戒態勢及び応急対策本部の廃止

### 1 警戒態勢の解除

- 防災安全部長は、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合は、警戒態勢を解除して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

### 2 応急対策本部の廃止

- 防災安全部を担任する副市長が、災害が発生するおそれが解消され、警戒の必要がなくなったと判断した場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、応急対策本部を廃止して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

## 第3節 災害対策本部の設置

【本部管理部 本部管理班】

### 第1 災害対策本部の設置

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、特別警報が発表されたとき、若しくは災害が発生し、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したときは、第2部 第2章 第1節「武蔵野市災害対策本部の組織・運営」を準用し、災害対策本部を設置するものとする。

【風水害等の場合の本部設置基準】

- 1 武蔵野市を含む地域（多摩北部）に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、市長が災害対策本部の設置を必要と判断したとき
- 2 台風、集中豪雨、洪水、竜巻その他による災害が発生した場合で、市長が本部の設置を必



要と判断したとき

- 3 その他市長が本部を設置し総合的な応急対策を行う必要があると判断したとき

## 第2 現地災害対策本部の設置

- 台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生し、被害が局所的な場合、市長が被害地域における救助・復旧対策等を総合的に指揮する必要があると判断したときは、災害現場付近の公共施設等に「現地災害対策本部」を設置する。

## 第4節 救助・救急対策

【本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節「消火・救助・救急活動」を準用する。

## 第5節 応援協力・派遣要請

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、関係各部、都総務局、自衛隊、都・市区町村、協定締結団体、関係機関】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第3節「応援協力・派遣要請」を準用する。

## 第6節 防災機関の活動体制

【本部管理部 本部管理班、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

- 風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第2章 情報の収集・伝達

### 第1節 情報連絡体制

#### 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第2章 情報の収集・伝達

- 災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 第1節 情報連絡体制

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節 第1「情報連絡体制」を準用する。

### 第2節 災害予警報等の伝達

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節 第2「災害警報及び注意報の発令・伝達」を準用する。

### 第3節 被害状況等の報告体制

【関係各部、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、電力・通信・ガス・鉄道事業者】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第2節「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用する。

### 第4節 災害時の広報及び広聴活動

【関係各部、災対総合政策部 秘書広報班、災対市民部 物資管理搬送班、災対市民部 コールセンター班、本部管理部 本部管理班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局、その他関係機関】

- 震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第3節「広報体制」、第4節「広聴体制」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 水防対策

- 洪水、雨水出水に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

第1節 水防情報

【本部管理部 本部管理班】

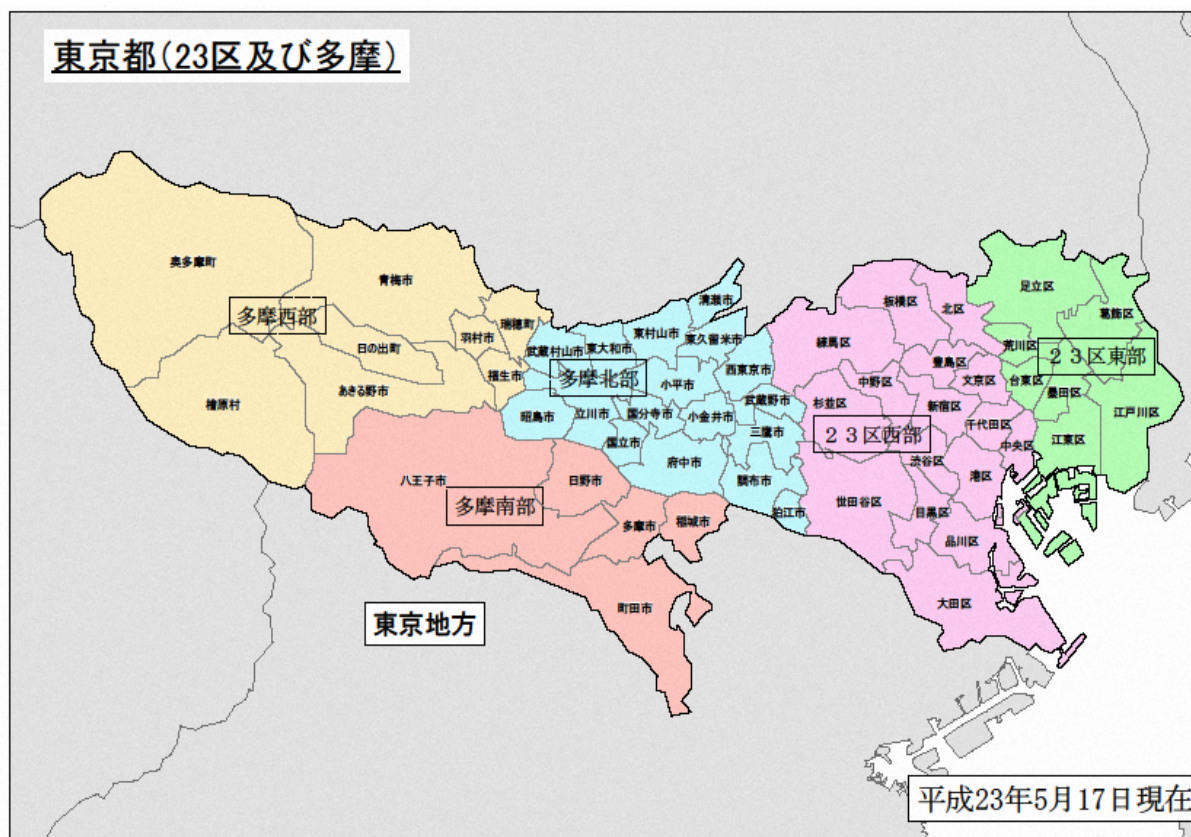
第1 気象情報

- 市及び各防災関係機関は、気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、通報又は伝達及び市民への情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性格、伝達の系統、方法について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 予報区分

- 注意報・警報は、市区町村ごとに発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な情報を簡潔かつ効率的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる。

【図表3-3-1 東京都(23区及び多摩)における予報区分】



風水害等編  
第3部 第3章

### 第3章 水防対策

#### 第1節 水防情報

#### 2 気象注意報・警報の種類と発表基準

- 気象注意報は、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意喚起するために発表される。
- 気象警報は、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告するために発表される。
- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報であり、現在の降雨がその地域にとってまれな激しい状況であることを周知するために発表される。
- 特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼び掛けるために発表される。

(気象庁発表：令和3年6月8日現在)

種類	武蔵野市の基準		
注 意 報	強風（平均風速）	13m/s 以上	
	風雪（平均風速）	13m/s 以上 雪を伴う	
	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準※	137
	洪水	複合基準※	仙川流域 = (11、6.9)
		指定河川洪水予報による基準	—
		流域雨量指数基準※	仙川流域の流域雨量指数 8.7 以上
	大雪（12 時間降雪の深さ）	5 cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	最小湿度 25%以下で、実効湿度 50%以下	
	濃霧（視程）	陸上 100m以下	
	霜（最低気温）	4月10日～5月15日 2℃以下	
	低温（最低気温）	夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、 多摩西部は -9℃以下	
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2℃～2℃の時		
警 報	暴風（平均風速）	25m/s 以上	
	暴風雪（平均風速）	25m/s 以上 雪を伴う	
	大雨	表面雨量指数基準	24
		複合基準※	—
	洪水	指定河川洪水予報による基準	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
		流域雨量指数基準	仙川流域の流域雨量指数 8.7 以上
大雪（12 時間降雪の深さ）	10cm		

記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

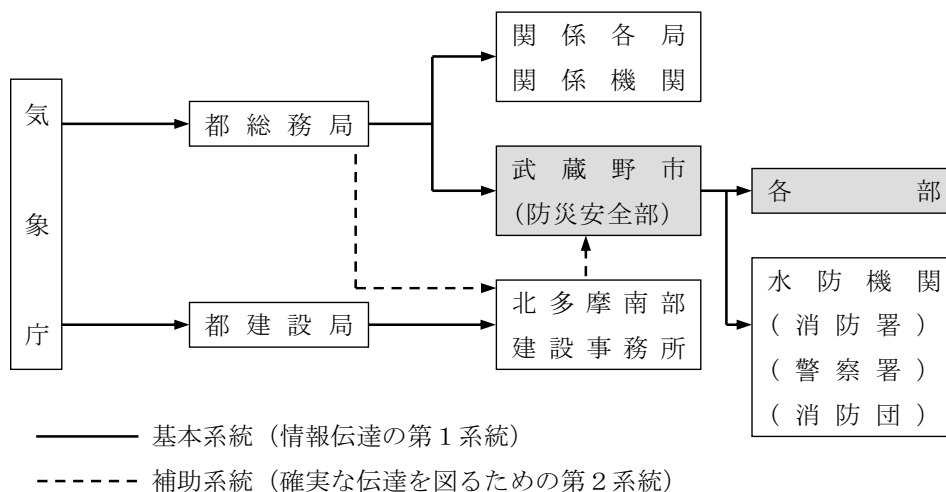
※ 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

※ 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※ 複合基準とは、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

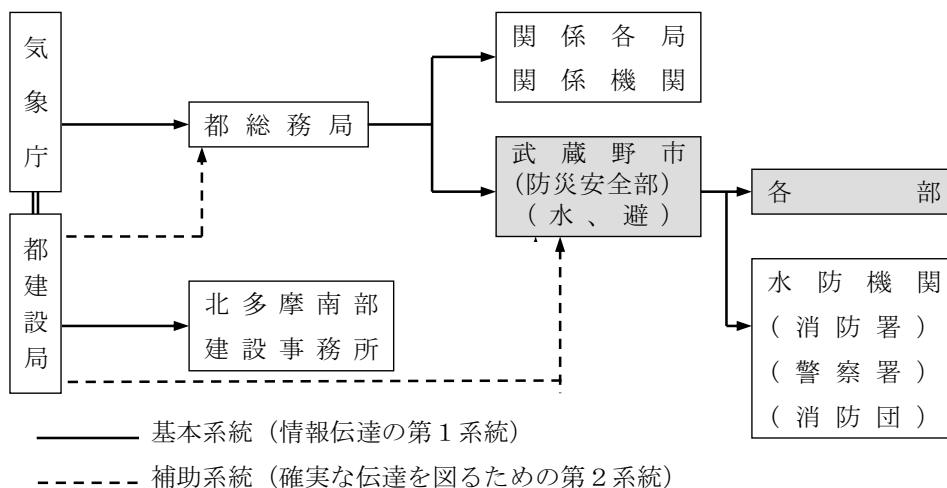
(1) 気象情報の伝達経路

- 気象庁が発表する気象情報等は、次の伝達経路で伝達される。



**第3章 水防対策**  
**第2節 応急対策活動**

- (2) 市民への情報伝達
  - 全国瞬時警報システム、防災行政無線、SNS 連携等
- (3) 洪水予報伝達
  - 洪水予報の伝達は、次のとおり行い、受令の確認をする。



※都総務局からの伝達が途絶した場合は、北多摩南部建設事務所から武蔵野市（防災安全部）に情報を伝達する。

※水…水防担当部署 避…避難勧告等発令担当部署

**第2節 応急対策活動**

【武蔵野警察署、武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、武蔵野市消防団】

**第1 警戒態勢及び応急対策本部の活動**

**1 気象情報の収集**

【本部管理部 本部管理班】

- 降雨情報システム（東京アメッシュ）、竜巻発生確度ナウキャスト、水防対策支援情報、都災害情報システム(D I S)端末、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用し、周辺地域を含めた大雨の状況や降雨予測、台風の進路情報、竜巻情報等の気象情報を収集する。

**2 市内状況の情報収集**

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班】

- 市内に設置してある気象観測装置の雨量・風向風速計及び下水道施設の水位・流量計等により市内の風雨状況や排水処理状況の情報を収集する。

【武蔵野警察署、武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、武蔵野市消防団】

- 必要に応じて市職員（夜間・休日等の場合は、水防支援職員）等による現地確認や消防団、消防署、警察署に対し現地確認等の要請を行い、河川水位や雨水排水等の市内状況の情報を収集する。

### 3 被害予測及び対応策の検討

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班】

- 上記で収集した情報と過去の災害事例等に基づいて被害状況の予測を行い、対応策の検討を行う。

### 4 関係機関等への情報連絡

【本部管理部 本部管理班】

- 上記で収集した気象情報等を市各部に連絡するとともに、必要に応じて水防機関及び防災関係機関等に電話・ファクシミリ及び防災行政無線で伝達する。
- 水防機関及び防災関係機関への情報連絡は、本編 第3部 第2章 第1節「情報連絡体制」を準用する。

### 5 市民への広報

【本部管理部 本部管理班、武蔵野市消防団】

- 気象庁より大雨等の警報が発表された場合は、防災行政無線（屋外拡声子局・屋内戸別受信機）、むさしの防災・安全メール、ホームページ等で市民へ気象情報を広報する。また、災害に応じ株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局へ放送を要請する。
- 短時間に相当量の降雨が予想され、警戒が必要な場合において、防災安全部長が必要と認めるときは、広報車、水防支援職員等により浸水の発生のおそれがある地域の住民等に注意を呼びかけるとともに、必要に応じて消防署、警察署、消防団等の協力を得て市民に周知する。
- 洪水予報等の伝達については、以下の方法等により、市民へ情報を伝達する。
  - (1) 防災行政無線の放送
  - (2) 電話による連絡
  - (3) メールによる連絡
  - (4) FAXによる連絡
  - (5) 広報車（拡声スピーカー）による広報
  - (6) 市HPによる広報
  - (7) SNSによる広報

## 6 危険箇所の巡視

【武蔵野警察署、武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、武蔵野市消防団】

- 第2警戒態勢以降において、道路、河川・水路、下水道、公園・緑地、街路樹等の管理者である各課は、必要に応じて過去に氾濫・浸水実績のある地域、道路冠水等の浸水常襲地域、その他注意を要する地域・箇所の巡視を行い、必要に応じて監視等を行う。
- 必要に応じて消防署・消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

## 7 市民等からの通報に基づく現地確認

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、武蔵野市消防団】

- 市民等からの通報に基づく現地の確認及び対応を要請された場合は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視及び水防活動等を行う。

## 8 危険箇所での水防活動

【武蔵野警察署、武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、武蔵野市消防団】

- 第3警戒態勢以降において、市は水防機関等と連携して、河川・水路、下水道の氾濫、又は浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。
- 公園・街路樹等の倒木被害が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、倒木処理等を実施する。

## 9 住民の自主的避難の支援

【本部管理部 本部管理班、武蔵野市消防団】

- 市は、大雨による河川・水路、下水道の氾濫等に対し、市民等が自主的な避難を行う場合は、被災地域付近の安全な公共施設を指定し、避難者に開放する。

## 10 水防活動報告書の提出

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、水防活動等が終了した場合、東京都水防計画に定める手順に従い、都に活動報告を行う。



## 第2 費用及び公用負担

機 関 名	内 容
水防管理団体 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防管理団体(市)は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。</li> <li>○ また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。</li> <li>○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。</li> </ul>

### 1 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者(市長)又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
  - (1) 必要な土地の一時使用
  - (2) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
  - (3) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
  - (4) 工作物その他の障害物を処分

### 2 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者(市長)又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

### 3 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。
- ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

### 4 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

## 第3 災害対策本部の活動

- 市は、広範囲に災害が発生すると予想されるとき、特別警報が発表されたとき、若しく

**第3章 水防対策**  
**第2節 応急対策活動**

は災害が発生し、市長が本部の設置を必要と判断したときは、本篇 第3部 第1章 第2節「警戒態勢及び応急対策本部の設置」を準用し活動するものとする。

**第4 警戒期終了後の対応**

○ 警戒終了後において、各部は必要に応じて次の活動を実施、又は継続する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税の減免措置に伴う被害調査</li> <li>・ 市民税・都民税の減免</li> <li>・ 固定資産税(償却資産含む)、都市計画税の減免</li> </ul>	財務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況の調査、記録</li> <li>・ 災害見舞金の支給</li> <li>・ 災害援護資金の貸付</li> <li>・ 都への報告</li> <li>・ 災害救助法の申請</li> </ul>	防災安全部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書等の交付</li> <li>・ 国民健康保険税、一部負担金(自己負担分)の減免</li> <li>・ 国民年金保険料の減免</li> <li>・ 小規模企業融資あっせん</li> </ul>	市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ごみの回収・処分</li> <li>・ 防疫活動</li> </ul>	環境部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫活動</li> <li>・ 介護保険料・利用者負担額の減免</li> </ul>	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当・児童育成手当などの助成</li> <li>・ 保育料の減免</li> </ul>	子ども家庭部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水地域の清掃</li> <li>・ 土のうの提供・回収</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の復旧活動</li> </ul>	各担当部

第3部 災害応急・復旧対策計画

第4章 警備・交通規制

- 災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

第1節 警備活動

【武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第3 「警備活動」 を準用する。

第2節 交通規制

【武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節 第1 「交通規制」 を準用する。

## 第5章 医療救護・保健等対策

### 第1節 初動医療体制

#### 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第5章 医療救護・保健等対策

- 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、保健衛生、防疫等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

### 第1節 初動医療体制

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班、災対水道部 庶務班、関係機関等】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第1節「初動医療体制等」を準用する。

### 第2節 保健衛生、防疫体制

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対健康福祉部 医療班、災対水道部 庶務班、災対環境部 防疫・動物班、都福祉保健局、医師会、関係機関等】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第1節 第4「保健衛生体制」、【復旧対策】 第1節「防疫」を準用する。

### 第3節 医薬品・医療資器材の供給

【災対健康福祉部 医療班、都福祉保健局、東京 DMAT、武蔵野消防署、医師会等、災害薬事センター】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第2節「医薬品・医療資器材の確保」を準用する。

### 第4節 医療施設の確保

【災対健康福祉部 医療班】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第3節「医療施設の確保」を準用する。

### 第5節 遺体の取扱い

【災対教育部 遺体収容班、災対市民部 被災者対応班、都福祉保健局、武蔵野警察署】

- 震災編 第3部 第6章 【応急対策】 第4節「行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等」、【復旧対策】 第2節「火葬」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第6章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。
- 高齢者等避難、避難指示の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。
- その他、記載のない事項は震災編 第3部 第8章 【予防対策】 第1節「避難体制の整備」（避難行動要支援者対策を含む）を準用する。

第1節 避難体制の整備

【本部管理部 本部管理班】

第1 避難体制の整備

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に備えた地域の実情の把握</li> <li>○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討</li> <li>○ 避難所等の使用に関する他の区市町村との調整</li> <li>○ 運用要領の策定</li> <li>○ 避難所の指定及び住民への周知</li> <li>○ 避難指示等発令基準の整備</li> <li>○ 都和連携した緊急通報システムの整備</li> </ul>

- 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難所等を近隣区市町村に設けるものとする。
- 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- 地域単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 措置内容はおおむね次のとおりである。
  - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
  - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。

## 第6章 避難者対策

### 第1節 避難体制の整備

- ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
  - ・ 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
  - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
  - 市長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。市は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
    - ア 氏名
    - イ 生年月日
    - ウ 性別
    - エ 住所又は居所
    - オ 電話番号その他の連絡先
    - カ 避難支援等を必要とする事由
    - キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
  - 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。
  - 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
  - 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
  - 市は、安否確認や避難支援、情報提供について、避難所運営組織等と連携して取り組む。
  - 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
  - 市は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
  - 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

## 第2節 避難指示等の判断・伝達

【本部管理部 本部管理班】

### 第1 避難指示等

- 内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、災害種別毎に居住者等が取るべき避難行動の特徴は以下のとおりとされている。災害種別（洪水等、土砂災害、高潮、津波）のうち、市に関係する「洪水等」については以下のとおりである。

＜洪水等（洪水及び雨水出水（内水））＞

- ・ 本市においては、洪水による浸水想定区域がないことから、雨水出水（内水）による都市型水害を想定する。人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等）にも留意が必要。）
- 避難行動とは、立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保である。
- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1項及び第3項）。  
これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。
- 避難情報と取るべき避難行動について、市民に解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

第6章 避難者対策  
第2節 避難指示等の判断・伝達

<避難指示等一覧>

措置		根拠	役割
高齢者等避難		(災害対策基本法)	区市町村長
避難指示等	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び 第3項	区市町村長
	(区市町村長が指示できない、 若しくは求めるとき) ・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び 海上保安官
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	水防管理者  知事及びその命 を受けた職員

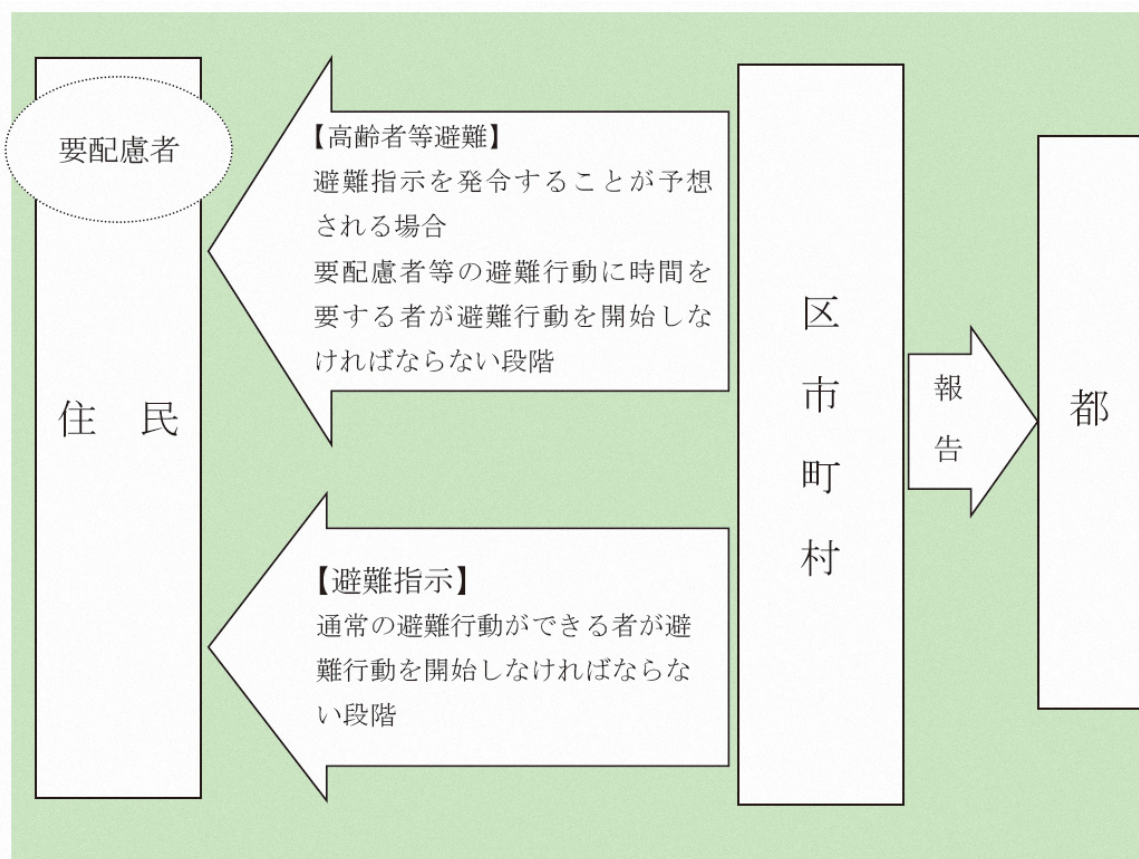
○ 警戒レベルの導入

- 平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
- 市と都は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、高齢者等避難を発令</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認</li> <li>○ 水防法に基づく避難指示</li> </ul>



【高齢者等避難・避難指示】



(図出典：都地域防災計画 風水害編 第3部 第6章 第2節 1より)

- 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、市長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。
- 水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した市の避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

第6章 避難者対策  
第2節 避難指示等の判断・伝達

【避難の指示者一覧表】

実施責任者	災害の種別	根拠法	条項
区市町村長又は知事 (指示)	災害全般	災害対策基本法	60条
警察官 (指示)	災害全般	災害対策基本法 警職法	61条 4条
海上保安官 (指示)	災害全般	災害対策基本法	61条
水防管理者 (指示)	洪水津波高潮	水防法	29条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水津波高潮	水防法	29条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべり等防止法	25条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法	94条

(表出典：都地域防災計画 風水害編 資料第153 避難の指示者一覧表 (都総務局) を基に作成)

第2 避難指示等の判断基準等

1 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 市は、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法を整備する。
- 市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

<警戒レベルの一覧表>

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

(図出典：内閣府 防災情報のページ 「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)」

URL : [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/) より)

## 2 水位予測システムの活用

- 都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川、妙正寺川及び芝川・新芝川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。

また、この予測に基づき、水防法に基づく洪水予報を気象庁と合同で発表し、関係機関に伝達している。今後は、対象河川の拡充を図る。

## 3 区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。
- 都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。
- 都建設局等は、市からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
  - ・ 東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市に提供する。
    - ア 警戒すべき区間
    - イ 施設の整備状況
  - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し、市に提供する。
    - ア 警戒すべき区間
    - イ 内水氾濫の特徴

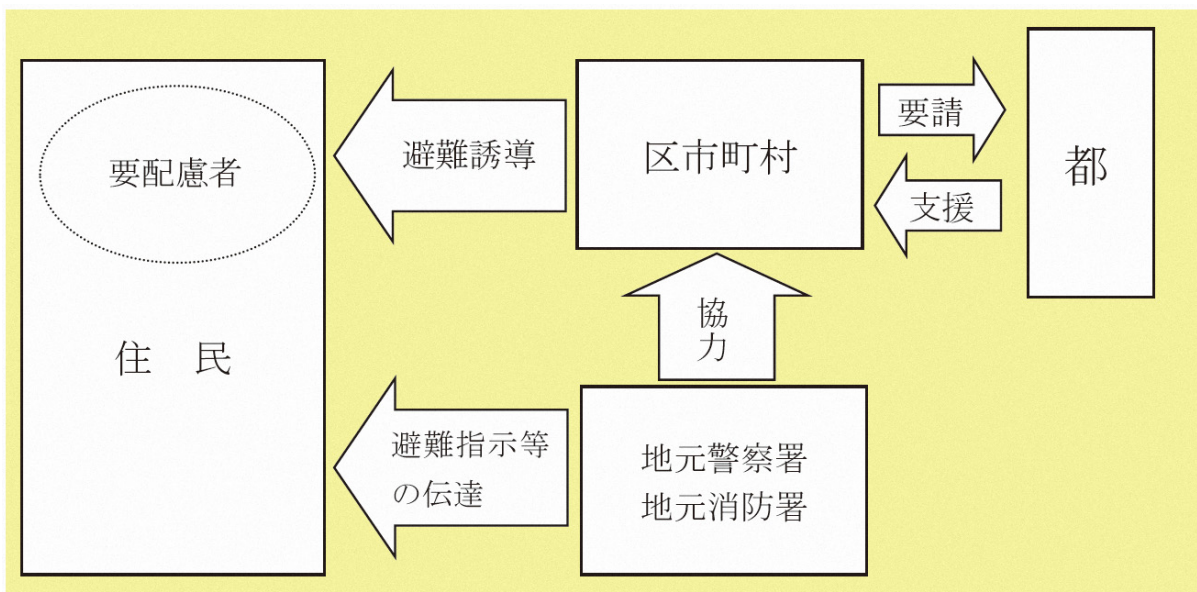
### 第3節 避難誘導

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

#### 第1 避難誘導

機 関 名	内 容
市	○ 住民の避難誘導

【避難誘導】



- 高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 高齢者等避難、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災市民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
- 避難所等の運用は、原則として所在の市が行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 市は、避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。  
また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
- 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国（国土交通省、気象庁等）、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。
- 市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。



- 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、気象庁）及び都は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- 市は、避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

## 第2 安全な避難方法の確保

- 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

### 第4節 避難所の指定、開設・管理運営

【災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対市民部 コールセンター班、災対市民部 支え合いステーション班、災対環境部 庶務班、施設管理者、教職員、小中学校校長会・副校長会、小中学校 PTA 連絡協議会、武蔵野市青少年問題協議会、避難所運営組織、ボランティア】

- 震災編 第3部 第8章 避難者対策 【応急対策】 第2節「避難所等の開設・運営」、第4節「災害時におけるペット対策」を準用する。

### 第5節 被災者の他地区への移送

【本部管理部 本部管理班】

- 震災編 第3部 第8章 【応急対策】 第5節「被災者の他地区への移送」を準用する。

## 第6節 要配慮者の安全確保

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、市の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
- 市は要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者等避難を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

### 第1 地域における安全体制の確保

#### 1 要配慮者対策の普及啓発

- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

#### 2 防災行動力の向上

- 市は都等と共同して、防災市民組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

#### 3 地域協力体制づくりの推進

- 市は東京消防庁等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

#### 4 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

- 市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。市は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定等の活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、円滑かつ迅速な

避難の確保を図る。

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。

- 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（在宅介護・地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

## 第2 要配慮者の安全対策

### 1 「要配慮者対策班」等の設置

- 市は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、市の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
- 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。

### 2 福祉避難所の活用

- 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

### 3 医療等の体制

- 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

### 4 避難所の整備

- 市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

第7節 広域避難

【本部管理部 本部管理班】

- 本市は広域避難を検討する区域はないが、要請を受ける可能性も視野にいれ、必要な記載を残す。

第1 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

- これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方(報告)」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。

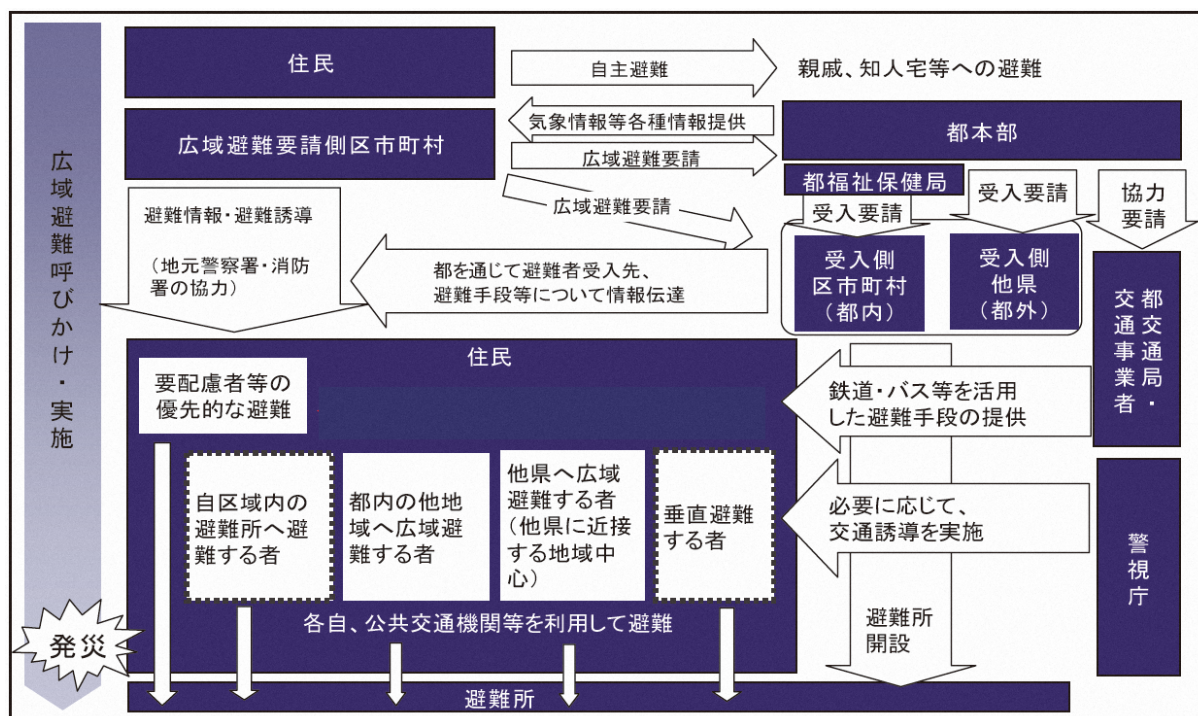
- 本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」(以下、検討会と称する)を平成30年6月に設置した。

- 令和元年10月に台風第19号(東日本台風)が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。

今後は、浸水しない建物上層階への避難(垂直避難)など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。



<避難誘導・イメージフロー>



(図出典：都地域防災計画 風水害編 第3部 第6章 第7節 4より)

第2 避難所の開設・運営

機 関 名	内 容
市	(要請側区市町村) ○ 避難所及び福祉避難所の開設に向けた調整等 ○ 避難所運営 ○ その他、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 (受入側区市町村) ○ 避難所の開設・運営への積極的な協力 ○ その他、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務

- 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。
- 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。
- その他区市町村は、本章 第4節「避難所の指定、開設・管理運営」で区市町村が行う業務として掲げた対策を講じる。

## 第7章 物流・備蓄・輸送対策

### 第1節 飲料水の供給

#### 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

### 第1節 飲料水の供給

【災対水道部 復旧班、日本水道協会、都水道局、自衛隊、協定締結団体等】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第2節「飲料水等の供給」を準用する。

### 第2節 食料・生活必需品等の供給

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対市民部 支え合いステーション班、災対市民部 コールセンター班、災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都福祉保健局、東京むさし農業協同組合、武蔵野市米穀小売商組合、石油商業組合、武蔵野商工会議所】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第1節「備蓄物資の供給」を準用する。

### 第3節 備蓄・調達物資の輸送

【災対市民部 物資管理搬送班、災対環境部 物資管理搬送班、監査委員事務局 物資管理搬送班、災対財務部 管財施設班、武蔵野総合体育館、備蓄倉庫管理者、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、日本通運株式会社】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第3節「調達による物資の確保」、第4節「国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」、【復旧対策】 第4節「避難所等への物資の輸送」を準用する。

### 第4節 輸送車両等の確保

【災対財務部 管財施設班、武蔵野警察署、東京都トラック協会多摩支部第一地区武蔵野分会、(社)東京都個人タクシー協会】

- 震災編 第3部 第9章 【応急対策】 第6節「輸送車両の確保」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・  
災害廃棄物処理

- 災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、市民の生活環境の保持を図る。

第1節 ごみ処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第7節「ごみ処理」を準用する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、湖南衛生組合】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第6節「トイレの確保及びし尿処理」を準用する。

第3節 障害物の除去

【災対環境部 災害廃棄物処理班、災対都市整備部 道路管理班】

第1 住居関係障害物の除去

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

名 称	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用前は、区市町村が除去の必要を認めたものを対象として実施する。</li> <li>○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。</li> </ul>
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。</li> <li>○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。</li> <li>○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。</li> </ul>

第2 道路関係障害物の除去

名 称	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。</li> <li>○ また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。</li> </ul>
都建設局 都港湾局 各支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。</li> <li>○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。</li> </ul>
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。</li> </ul>

第4節 災害廃棄物処理

【災対環境部 災害廃棄物処理班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第8節「がれき処理」、【復旧対策】 第12節「がれき処理の実施」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
- ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設

【災対水道部 復旧班、都水道局、日本水道協会、自衛隊、管工事業組合】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第4節「水道施設」、【復旧対策】 第4節「水道施設」を準用する。

第2節 下水道施設

【災対環境部 下水道管理班、都下水道局、管工事業組合】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第5節「下水道施設」、【復旧対策】 第5節「下水道施設」を準用する。

第3節 電気施設

【本部管理部 本部管理班、東京電力】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

【本部管理部 本部管理班、東京ガスグループ、ガス事業者】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第5節 通信施設

【本部管理部 本部管理班、通信事業者】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】 第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

## 第10章 公共施設等の応急・復旧対策

### 第1節 公共土木施設等

#### 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第10章 公共施設等の応急・復旧対策

- 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

### 第1節 公共土木施設等

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会、関係機関等】

#### 第1 道路・橋梁

【災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節「道路・橋りょう」、【復旧対策】 第1節「道路・橋りょう」を準用する。

#### 第2 河川及び内水排除施設

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 震災編 第3部 第2章 【応急対策】 第2節 第1「河川施設等の応急対策」、【復旧対策】 第1節 第1「河川施設等の復旧」を準用する。

### 第2節 鉄道施設

【本部管理部 本部管理班、JR東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第2節「鉄道施設等」、【復旧対策】 第2節「鉄道施設及び地域公共交通等」を準用する。

### 第3節 社会公共施設等

【各部、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対財務部 管財施設班、災対都市整備部 建物調査班、災対教育部 庶務班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 震災編 第3部 第2章 【応急対策】 第2節 第2「社会公共施設等の応急対策」、【復旧対策】 第1節 第2「社会公共施設等の復旧」を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 応急生活対策

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、市民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。

第1節 被災宅地の危険度判定

【災対都市整備部 建物調査班、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第2節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

【災対財務部 被害調査班、災対総務部 情報政策班、災対都市整備部 建物調査班、災対市民部 被災者対応班、東京消防庁、武蔵野消防署、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第3節「家屋被害状況調査等」、第4節「罹災証明書の交付準備」を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

【災対都市整備部 建物調査班、災対市民部 コールセンター班、災対健康福祉部 庶務班、東京都住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間賃貸住宅業者、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第3節「応急仮設住宅等の供与」を準用する。

第5節 建設資材等の調達

【災対都市整備部 建物調査班、都、武蔵野建設業協会】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第4節「建設資材等の調達」を準用する。

**第11章 応急生活対策**  
**第6節 被災者の生活確保**

**第6節 被災者の生活確保**

【災対財務部 被害調査班、災対市民部 庶務班、災対市民部 コールセンター班、災対健康福祉部 庶務班（保険年金課）、災対健康福祉部 義援金等対応班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対子ども家庭部 庶務班、都生活文化スポーツ局、武蔵野警察署、武蔵野消防署、東京労働局、日本郵便、日本放送協会、NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第5節「生活相談」、第7節「被災者の生活再建資金援助等」、第8節「職業のあっ旋」、第9節「租税等の徴収猶予及び減免等」、第10節「その他の生活確保」を準用する。

**第7節 義援金の取扱い**

【災対財務部 出納班、災対健康福祉部 義援金等対応班】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第6節「義援金の配分」を準用する。



第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 災害救助法の適用

- 災害が発生し、市の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1節 災害救助法の適用

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第9節「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第13節「災害救助法の運用等」を準用する。

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班、都総務局】

- 震災編 第3部 第11章 【復旧対策】 第13節「災害救助法の運用等」を準用する。

## 第13章 激甚災害の指定

### 第1節 激甚災害制度

#### 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第13章 激甚災害の指定

- 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

### 第1節 激甚災害制度

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。

### 第2節 激甚災害に関する調査報告

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。

### 第3節 特別財政援助等の申請手続等

【本部管理部 本部管理班、災対総務部 庶務班】

- 震災編 第3部 第11章 【応急対策】 第10節「激甚災害の指定」を準用する。